

7 清教教教発第 077002 号
令和 7 年 7 月 28 日

第 3 次清瀬市教育振興基本計画検討委員会 委員長 殿

清瀬市教育委員会
教育長 坂田 篤

第 3 次清瀬市教育振興基本計画の策定について（諮問）

第 3 次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第 3 次清瀬市教育振興基本計画の策定について

2 諮問理由

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づき策定された、第 2 次清瀬市教育振興基本計画の計画期間が令和 7 年度末に満了を迎えることから、新たに、今後 10 年間を見据えたこれからの教育政策の方向性を示す、第 3 次清瀬市教育振興基本計画を策定いたします。

本市では、これまで全ての子供たちが社会の担い手になる資質を身に付けられることを願い、「生きて働く知識や技能」「未知の状況でも活用できる思考力・判断力・表現力」「学び続ける力や人間性」「ふるさと清瀬を誇りとし持続発展の主体者となる力」、「自他の生命を尊重できる実行力」の育成に重きをおいた学校教育施策を企画・実行してきました。また、コミュニティスクールの導入等を通じて社会総がかりで子供を育む理念の実現や、図書館改革等を通じた読書環境の充実を図ってきました。さらに、公共施設の指定管理者や、地域の人材、大学、その他多様な機関と連携・協働しながら、市民の生涯学習・スポーツの機会や活動の場を提供し、その活動を支援してきました。

今回の策定では、国の「第 4 期教育振興基本計画」、東京都の「東京都教育ビジョン（第 5 次）」を参酌し、本市の長期総合計画等との整合を図りながら、教育にかかる施策を総合的かつ体系的にまとめていくため、これまでの 5 つの柱を「1 学校教育の推進」「2 地域における子供の育ちの支援」「3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの充実」に整理し、次世代の教育の実現に資する計画にしたいと考えます。

貴委員会におかれましては、上記に留意していただきながら協議を行い、その内容を答申していただくよう、ここに諮問します。